

緊急時の対応

（１）BCP発動基準

本業務継続計画に定める緊急事態性は以下の通りと定める。

① 地震による発動基準

福岡市周辺において震度 5 以上の地震が発生したときに発動し、直ちに災害対策本部を立ち上げることを。

② 水害による発動基準

警戒レベル 3 以上が出された場合で、かつ施設周囲の状況、大型台風の直撃が見込まれる場合など、被害状況等を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、直ちに災害対策本部を立ち上げることを。


③ 発動する際の決定者

管理者	代理①	代理②
施設長	事務長	療養部長

（２）行動基準

【災害時には「自らと利用者の安全」を最優先に考え行動する】

- ① 自らの安全を確保する
- ② 利用者の安全を確保する
- ③ 家族の安全を確認する
- ④ 安否確認システムを利用して、自らの安否情報を上長へ連絡する

<p>災害用伝言ダイヤル（171）</p> <p>利用端末：固定電話・公衆電話・携帯電話やPHSなど。</p> <p>利用方法：「171」をダイヤルする。</p> <p>https://www.ntt-west.co.jp/dengon/</p>	
<p>災害用伝言板（web171）</p> <p>利用端末：パソコン・タブレット・スマートフォン・携帯電話など。文字を入力してテキストで伝言を登録する。</p> <p>利用方法：「災害用伝言ダイヤル（171）」のウェブ版</p>	